

議案第 2 号

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱（平成13年教育委員会告示第19号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 2年 1月 8日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する
要綱の制定について

1. 改正理由

名張市情報公開条例の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

引用する条例の法令番号について、規定の整理をする。

3. 施行期日

告示の日から施行する。

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する
要綱

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱（平成13年教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）」を「名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(受信した個人情報の取り扱い)</p> <p>第8条 インターネットを利用して受信した個人情報については、<u>名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）</u>及び名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）の定めるところにより取り扱うものとする。</p>	<p>(受信した個人情報の取り扱い)</p> <p>第8条 インターネットを利用して受信した個人情報については、<u>名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）</u>及び名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）の定めるところにより取り扱うものとする。</p>